

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。  
本法はトルクメニスタン国家関税局  
(<http://www.turkmenlegaldatabase.info/documents/download/id/47866.html>)より  
ダウンロードした露文資料に基づく。

## トルクメニスタン対外経済活動法

(2018年6月9日付トルクメニスタン法41-VI号および2019年6月8日付153-VI号による改定を含む)

### 第I章 総則

#### 第1条 本法の主要目的

本法の基本目的は、トルクメニスタンを効率よく世界経済に統合するための条件を整備し、対外経済活動を行って国民経済の発展を促進し、トルクメニスタンの経済安全保障を実現することにある。

#### 第2条 対外経済活動

対外経済活動とは、トルクメニスタンの国家権力機関、その他の法人、個人が、他の国家、その国の法人や個人、国際団体との互恵的な経済関係を確立し、発展させるために実際に行う活動を総称したものである。  
(第2条は2019年6月8日付トルクメニスタン法153-VI号により改定)

#### 第3条 対外経済活動に関するトルクメニスタンの法令

1. 対外経済活動に関するトルクメニスタンの法令はトルクメニスタン憲法に基づき、本法およびトルクメニスタンのその他の法規文書より成る。
2. 本法の条項を炭化水素資源の探査、採掘および販売に係わる関係に適用するにあたっては、トルクメニスタン炭化水素資源法の条項を考慮する。
3. トルクメニスタンが批准した国際条約に本法の規則と異なる規則があるときは、国際法の規則が適用される。

#### 第4条 トルクメニスタンの対外経済政策

1. トルクメニスタンは、対外経済活動における外国との関係を、広く認められた国際法の原理および基準にしたがって構築する。
2. トルクメニスタンは対外経済政策を遂行するにあたり、国の国際的義務を遵守したうえで国内市場と国内の商品生産者の利益を保護するための措置を講じ、また国外市場への国産品の販売促進を支援する。
3. トルクメニスタンは、トルクメニスタンの法令および国際法の基準にしたがい、自由貿易圏およびそ

の他の国際的経済機構に、自発的に参加することができる。

#### **第5条 トルクメニスタンにおける対外経済活動の主たる原則**

トルクメニスタンにおける対外経済活動の主たる原則は以下の通りである。

- 1) 対外経済活動主体、国内生産者および消費者の権利と合法的利益の擁護
- 2) 対外経済活動を行う際の互惠性
- 3) 対外経済活動主体の企業活動の自由および経済的独立性
- 4) 対外経済活動主体の平等と、差別の禁止
- 5) 対外経済活動のパートナーの内部事情に対する不介入
- 6) 対外経済契約に定める義務の誠実な履行
- 7) トルクメニスタンの経済安全保障
- 8) 国際法の広く認められた基準の遵守。

#### **第6条 対外経済活動の主たる分野**

対外経済活動の主たる分野は以下の通りである。

- 1) 経済および金融における国際協力
- 2) 貿易
- 3) 外国投資の誘致
- 4) トルクメニスタン国外での投資活動。

#### **第7条 経済および金融における国際協力**

経済および金融における国際協力は、生産、金融、銀行・保険事業、教育および人材養成、観光、保健、科学技術、さらには文化・環境・人文などの分野において、トルクメニスタンの対外経済活動主体と外国の法人および個人ならびに国際団体との互惠関係を確立し、拡大することを目的に、トルクメニスタンの法令に規定された手順にしたがって対外経済活動を行うことである。

#### **第8条 貿易**

1. 貿易は商品を国際間で交換（売買）する活動である。

国際間で交換（売買）される商品となるのは、トルクメニスタンの法令により貿易に利用することが禁じられている商品を除き、あらゆる経済分野で生産される、あらゆる種類の商品、役務やサービス、および交換（売買）の対象である知財を含むあらゆる財物である。

2. 貿易は商品の輸出・輸入により行われる。

## 第9条 外国投資の誘致

外国投資のトルクメニスタン国内への誘致は、トルクメニスタンの法令にしたがって行われる。

## 第10条 トルクメニスタン国外での投資活動

1. トルクメニスタン国外での投資活動は、その投資が行われる国の法令、国家間条約およびトルクメニスタンの法令にしたがい、以下の方法によって行われる。

1) 法人の設立または法人の定款資本への持分参加

2) トルクメニスタン国外における現地事務所、支社およびその他の独立した事業部門の設立、外国レジデントの発行する社債を含む有価証券の取得。天然資源の探鉱権、開発権、採掘権または利用権を含む権利の取得。土地およびその他の天然資源の所有権、占有権、および使用权の取得。

2. トルクメニスタン国外での投資活動は、外国の法令、トルクメニスタンの法令およびトルクメニスタンが締結している国際条約に定めるその他の方法によっても行うことができる。

## 第II章 対外経済活動に対する国家規制

### 第11条 対外経済活動の規制を行う機関

対外経済活動に対する国家規制は、トルクメニスタン閣僚会議、トルクメニスタン貿易・対外経済関係省およびその他の行政機関（以下、所轄機関と呼ぶ）がそれぞれの権限の範囲に応じて行う。

*(第11条は2019年6月8日付トルクメニスタン法153-VI号により改定)*

### 第12条 対外経済活動に対する国家規制に関するトルクメニスタン閣僚会議の権限

トルクメニスタン閣僚会議は対外経済活動の国家規制に関して以下を行う。

1) 国の政策を定める。

2) トルクメニスタンの法規文書を発布する。

3) トルクメニスタンの経済安全保障を確保し、経済的利益を保護する措置を講じる。

4) トルクメニスタンの国際条約を締結する。

5) トルクメニスタン国内における外国投資家を含め、対外経済活動主体の権利と合法的利益の保護を保障する。

6) トルクメニスタンの法令に基づくその他の権限を行使する。

### **第13条 対外経済活動の国家規制に関するトルクメニスタン貿易・対外経済関係省の権限**

トルクメニスタン貿易・対外経済関係省は対外経済活動の規制に関して以下を行う。

1) 自らの権限の範囲において国の政策を実行する。

2) 対外経済関係に係わるトルクメニスタンの国際条約および国際協定に基づき、国外市場においてトルクメニスタンの国益を保護する。

3) 所轄機関とともにトルクメニスタンの対外経済活動主体の貿易活動の調整、監視を行う。

4) トルクメニスタン経済を世界経済に効率よく統合するための措置を策定し、実施する。

5) トルクメニスタンの対外経済関係に係わる国際条約および国際協定の履行と、それらによりトルクメニスタンが得る権利の行使を可能にするための措置を講じる。

6) 対外経済活動を行うための情報分析を行う。

7) トルクメニスタンの法令改善に関する提案を策定し、トルクメニスタン閣僚会議に提出する。

8) トルクメニスタンの法令に基づくその他の権限を行使する。

### **第14条 対外経済活動に対する国家規制に関する所轄機関の権限**

1. 対外経済活動に対する国家規制に関する所轄機関は、その権限の範囲で

1) 以下を実行する。

a) 国家政策

b) 対外経済活動を行う際にトルクメニスタンの経済的利益を保護するための措置

2) トルクメニスタンの法令改善に関する提案を策定し、トルクメニスタン閣僚会議に提出する。

3) トルクメニスタンの対外経済活動主体の活動の調整と規制を行う。

4) トルクメニスタンの法令に基づくその他の権限を行使する。

2. 所轄機関間での機能の分配は、トルクメニスタンの法律、およびトルクメニスタン閣僚会議が承認したこれらの機関についての規則に基づいて行われる。

## 第15条 対外経済活動に対する国家規制の基盤

1. トルクメニスタンにおける対外経済活動の国家規制は、対外経済政策を実行し、対外経済活動を効率的に管理することを目的として国が定める措置の体系である。

2. 対外経済活動に対する国家規制は以下によって行われる。

1) 法的基盤の構築と改善

2) 発展ナショナルプログラムの採択

3) 対外経済活動を行う個人と法人の登録

4) 製品（役務、サービス）の認証

5) 関税規制および非関税規制

6) 為替規制

7) 課税規制

8) トルクメニスタンの経済的利益を守るための保護措置、補償措置およびその他の措置の適用

9) 特定の商品の輸出入に関する数量規制や国家独占を含む、貿易活動実施手順の制定

10) 技術要求、薬理学的要求、衛生上の要求、獣医学的要求、植物検疫上の要求、環境保護上の要求の制定

11) 商品および技術に関する輸出管理の確定

12) 対外経済活動を迅速に規制する措置の適用。

3. 本条第2項に掲げる国家規制措置は、直接的な生産、科学技術および文化関連の交流、国境貿易、対外経済主体が行う商品交換取引など、あらゆる種類の対外経済活動に適用される。

## 第16条 国内市場、国内商品生産者の利益の保護

国内市場、国内商品生産者の利益を保護し、その差別を防止することを目的として、トルクメニスタン閣僚会議は国際条約にしたがい、トルクメニスタンの法令が定める手順により、以下を適用することができる。

1) 一部の輸入品に対する相殺関税および反ダンピング関税

2) 特定の種類の商品に対する一時的輸入数量制限。

## 第17条 トルクメニスタンに輸入される商品に対する要求

1. トルクメニスタンに輸入される商品は、トルクメニスタンの法令が定める技術要求、薬学的要求、衛生上の要求、獣医学的要求、植物検疫上の要求、環境保護上の要求を満たしていなければならない。

2. 以下の商品をトルクメニスタンに輸入してはならない。

- 1) 本条第1項に掲げる要求に適合していない商品
- 2) トルクメニスタンの法令にしたがって交付された適合証明書を有していない商品。

## 第18条 関税規制

関税規制は輸出入規制の基本手段であり、国境税関を通過する商品に対して、トルクメニスタンの法令が定める手順により、輸出入関税、消費税を課税することにより行われる。

## 第19条 非関税規制

1. トルクメニスタンは、特定の種類の商品の輸出入に関する数量枠の設定とライセンス制の適用、特定の商品の輸出または輸入の禁止や制限の設定により、トルクメニスタンの法令に定める、またはトルクメニスタンが負っている国際的義務に応じた非関税輸出入規制措置を適用する。

2. トルクメニスタンは以下を目的として非関税規制措置を適用する。

- 1) トルクメニスタンが締結した国際条約の履行
- 2) 人々の生命と健康、公序良俗、法秩序の保護
- 3) 動物界・植物界および環境の保護
- 4) 違法な輸出や輸入、違法な所有権の譲渡からの文化財の保護
- 5) 再生不可能な天然資源の枯渇防止
- 6) 国家安全保障
- 7) トルクメニスタンの経済的利益の保護
- 8) 外国による制限措置に対する対抗手段。

## 第20条 輸出管理

1. 武器、軍備、軍民両用の商品および技術に係わる対外経済活動が行われる際にトルクメニスタンの国益を守り、また国際条約上の義務を履行するため、輸出管理制度を適用する。

2. 対外経済活動の対象物で輸出管理を受けるもののリストおよびそれらの輸出手順または中継貿易の手順は、トルクメニスタン閣僚会議により定められる。

## 第21条 対外経済活動統計

トルクメニスタンは、対外経済活動の統計記録と報告の国家システムの構築、および対外経済活動の商品分類表を用いた単一の方法による、以下についての国際的に比較可能な統計データの収集と体系化を実行する。

- 1) 国家統計報告と通関統計に基づく国の対外貿易データと輸出入収支データ
- 2) 国の対外収支データ。

## 第III章 対外経済活動主体、およびそれらの権利と義務

### 第22条 対外経済活動主体

1. トルクメニスタンにおいて対外経済活動主体となることができるのは、対外経済活動参加者としてトルクメニスタンに登録された以下の者である。

- 1) トルクメニスタンの法令にしたがってトルクメニスタンにおいて設立された法人
- 2) トルクメニスタンに登録された外国の法人、その駐在事務所および支社
- 3) 外国人と無国籍者を含む個人
- 4) 国際団体。

トルクメニスタンの法律によって、対外経済活動参加者としての登録なしに対外経済活動主体を認定することができる。

2. 対外経済活動参加者の登録はトルクメニスタン財務・経済省が行う。  
(第22条は2018年6月9日付トルクメニスタン№41-VI号により改定)

### 第23条 対外経済活動主体の権利

対外経済活動主体は以下の権利を有する。

- 1) トルクメニスタンの法令にしたがい、独自に、参加する対外経済活動の種類、形態および分野を決定し、対外経済活動実行のために所定の手順により契約に基づいて法人や個人を起用する。
- 2) トルクメニスタンの法令にしたがって、トルクメニスタンの金融機関および（または）外国の金融機関に、口座を開設する。
- 3) トルクメニスタンの法令にしたがって、対外経済活動の成果を独自に保有し、利用し、処分する。

4) 自己の権利と合法的利益を国家機関またはその職員の不法行為（作為または不作為）から守るために、司法による保護を求める。

5) トルクメニスタンの法令が拡散することを禁じていないか、制限していない情報であれば、それを得ることが対外経済活動において自己の権利と合法的利益を実現するために重要な意義をもつ情報を、国家機関およびその職員から入手する。

対外経済活動主体は、トルクメニスタンの法令にしたがい、その他の権利を得ることができる。

#### **第24条 対外経済活動主体の義務**

1. 対外経済活動主体は以下の義務を負う。

1) トルクメニスタンの法令、トルクメニスタンの国際条約および国際法の基準にしたがって活動する。

2) トルクメニスタンの法令が定める場合においては、商品の輸出（輸入）契約の登録を遅滞なく行う。

3) トルクメニスタンの法令にしたがい、税、手数料およびその他の公租公課を遅滞なく、全額支払う。

4) 対外経済取引の締結、履行、およびその変更と補足に関するトルクメニスタンの法令が定めた規則を遵守する。

5) トルクメニスタンの法令にしたがって会計記帳を行い、財務および統計報告を作成し、提出する。

6) 国際協力の枠組みにおいて遂行される工事、調査、プロジェクトの、衛生、環境保護、耐震およびその他の要求に対する適合性を調べるための監査の実施を可能にする。

7) トルクメニスタンに輸入される商品が、トルクメニスタンにおいて承認されている技術要求、薬学的要求、衛生上の要求、獣医学的要求、植物検疫上の要求、環境保護上の要求に適合していることを証明する文書を、トルクメニスタンの法令が定める手順により、然るべき国家機関に提示する。

2. 対外経済活動主体は、トルクメニスタンの法令に基づき、その他の責任を負う場合がある。

### **第IV章 対外経済活動を行うための例外的条件**

#### **第25条 対外経済活動を行うための例外的条件**

1. トルクメニスタン国内の以下の場所では、特定の対外経済活動の実行に対して特別な法制度を適用することができる。

1) 国境貿易を行う国境地帯

2) 免税店およびその他の免税適用場所



3) 自由経済区（自由企業活動区、観光区）

4) トルクメニスタンの国際条約に基づき、自由貿易区およびその他の国際的機構内。

2. トルクメニスタンの法令により、特定の種類の対外経済活動または特定の対外経済取引に対し、税制上、関税上およびその他の優遇条件を定めることができる。

## **第26条 国境貿易**

国境貿易の実行手順および対応する国境区画の範囲は、国際条約およびトルクメニスタンの法令によって定められる。

## **第27条 免税店およびその他の免税適用場所**

免税店およびその他の免税適用場所の活動は、トルクメニスタンの法令により定められる。

## **第28条 自由経済区**

トルクメニスタン国内に、トルクメニスタンの法令にしたがって創設される自由経済区（自由企業活動区、観光区）のために対外経済活動特別制度（関税、通貨、税制、価格などの制度）を定めることができる。

## **第V章 対外経済活動に係わる国家間関係と国際協力**

### **第29条 国外市場に進出するための好適な条件の確保**

トルクメニスタンは、その所轄機関を通じて、二国間および多国間交渉を行って国際条約を結んだり、トルクメニスタンと諸外国の通商経済関係の発展に寄与することを目的とする国際団体や政府間委員会を設立し、その活動に参加したりするなどして、国内生産者の商品が他国の市場に進出する上で好適な条件を創出するための措置を講じる。

### **第30条 諸外国におけるトルクメニスタンの通商経済問題に関する代表部**

1. トルクメニスタンはトルクメニスタンの法令と国際条約に基づき、諸外国にトルクメニスタン通商経済問題に関する代表部（通商代表部）を設置する。

2. 通商代表部は、その駐在する国において対外経済活動に関するあらゆる問題についてトルクメニスタンの国益を代表し、その保護を行う国家機関である。

3. 通商代表部は、対外経済活動主体が国外においてトルクメニスタンの国益を守っているかについての監視を行う。

### **第31条 トルクメニスタンにおける外国の通商経済問題に関する代表部**

国際条約に基づき、通商経済問題に関する外国の代表部をトルクメニスタンに設置することができる。

## 第VI章 対外経済活動主体の責任

### 第32条 対外経済活動主体の己の義務に伴う責任

1. 対外経済活動の主体である個人および法人は、自らの財産で自らの義務に対する責任を負い、当該財産はトルクメニスタンの法令にしたがって収用される。

2. 対外経済活動の主体としての国家は、国家間および政府間の条約と協定が定める範囲において、自らの義務に対する責任を負う。

### 第33条 国家と対外経済活動主体との間での責任の配分

国家は対外経済活動の主体である個人および法人の義務に対する責任を負わず、同様に対外経済活動の主体である個人および法人は国家の義務に対する責任を負わない。

## 第VII章 最終規定

### 第34条 対外経済活動保険

1. トルクメニスタンの国内における対外経済活動に関する保険は、保険に関するトルクメニスタンの法令にしたがって行われる。

2. トルクメニスタンは輸出の振興を目的として、輸出保険制度に参加することができる。

3. 対外経済活動においては、事業保険の付保は任意とする。

### 第35条 対外経済活動の停止と終了

1. 然るべき所轄機関は、以下があった場合に本法第22条第1項に示された主体による対外経済活動を停止させることができる。

1) トルクメニスタンに経済的または政治的損害をもたらした、対外経済活動に関するトルクメニスタンの法令に対する違反、トルクメニスタンの国際条約の条項の不遵守、外国法令に対する違反

2) 定款に定める権利能力に反して行われた対外経済活動行為および無許可のバーター取引の遂行

3) 広告、通関書類、為替・財務報告および登録書類への故意による虚偽情報の記載

4) テロ活動（過激な行為、テロリズムへの資金提供）に加担したという情報の存在

5) 犯罪により得た収入を合法化したか、合法化しようとしていることを証明するのに十分な根拠。

2. 停止の決定は、停止の決定の理由となった原因が取り除かれれば、変更または取り消すことができる。

3. 対外経済活動を終了させる決定については、裁判所の異議を申し立てることができる。

4. 対外経済活動の終了は、対外経済活動主体の自主的判断またはトルクメニスタンの法令にある根拠に基づいた裁判所の決定により行うことができる。

### 第36条 紛争の解決

1. 対外経済活動を行った結果生じる紛争は、契約にしたがって解決する。

2. 契約に紛争解決の解決手続きを定める条項がない場合、適用される法と裁判地は広く認められた国際法の基準に基づき決定される。

3. 対外経済活動主体と国家権力機関との間の紛争は、トルクメニスタンの法令と国際条約にしたがって解決されるものとする。

*(第36条は2019年6月8日付トルクメニスタン法153-VI号により改定)*

### 第37条 本法の違反に対する責任

本法に対する違反には、トルクメニスタンの法令に定められた責任が問われる。

### 第38条 本法の施行

1. 本法は公布の日から有効となる。

2. 以下の法律は効力を失ったものと認める。

1992年5月19日付トルクメニスタン法「トルクメニスタンにおける対外経済活動について」（トルクメニスタン・メジリス公報、1992年、第5号、掲載番号36）

1993年4月12日付トルクメニスタン法「『トルクメニスタンにおける対外経済活動について』の改定および補足について」（トルクメニスタン・メジリス公報、1993年、第4号、掲載番号35）。

トルクメニスタン大統領  
グルバングルイ・ベルディムハメドフ

アシガバード市、2014年8月16日

トルクメニスタン語からの翻訳